

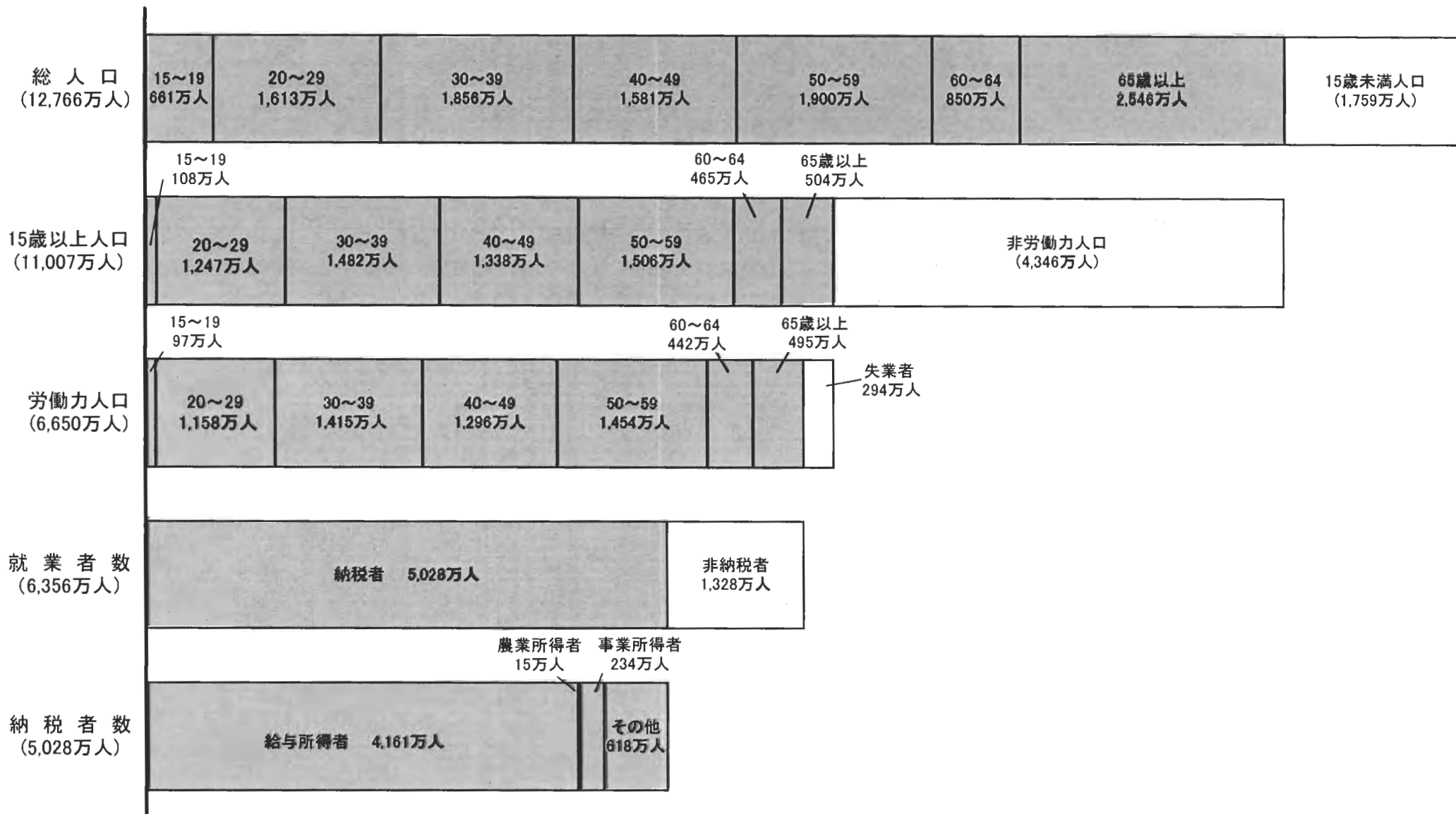
参 考 資 料

（ 個 人 所 得 課 税 ）

目 次

・ 所得税の納税者数（平成 17 年分）	1
・ 給与所得者、事業所得者、農業所得者別の所得者数と納税者数	2
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）	3
・ 所得税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人の給与所得者）	4
・ 所得税計算の仕組み（イメージ）	5
・ 各種所得の対象・計算方法	6
・ 事業所得者の所得税額計算のフローチャート	7
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	8
・ フランスにおける N 分の N 乗方式に基づく税額の計算（イメージ）	9
・ 所得税の税率構造と N 分の N 乗方式の効果（イメージ）	10
・ 妻の収入増に伴う夫の配偶者控除と妻の基礎控除との関係	11
・ 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要	12
・ 主要国における被扶養者を対象とする控除の概要	13
・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（中間報告）の概要	14
・ 所得再分配によるジニ係数の変化	15
・ 政府税制調査会第 9 回企画会合・第 4 回調査分析部会合同会議 大竹委員提出資料抜粋	16
・ 記帳制度の概要	21
・ 青色申告特別控除制度の概要	22
・ 青色申告者と白色申告者の比較	23
・ 所得捕捉に関する主な研究	25
・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策	26
・ 給与所得控除制度の沿革	28
・ 給与収入に係る概算控除の国際比較（夫婦子 2 人）	29
・ 給与所得者の特定支出控除（昭和 63 年分～）	30
・ ストック・オプション税制の概要	31
・ 家族類型別世帯数の推移	32
・ 共働き等世帯数の推移	33
・ 就業形態別の労働力人口の推移	34
・ 雇用形態別の雇用者数等の推移	35
・ 労働分配率の推移	36

所得税の納税者数（平成17年分）



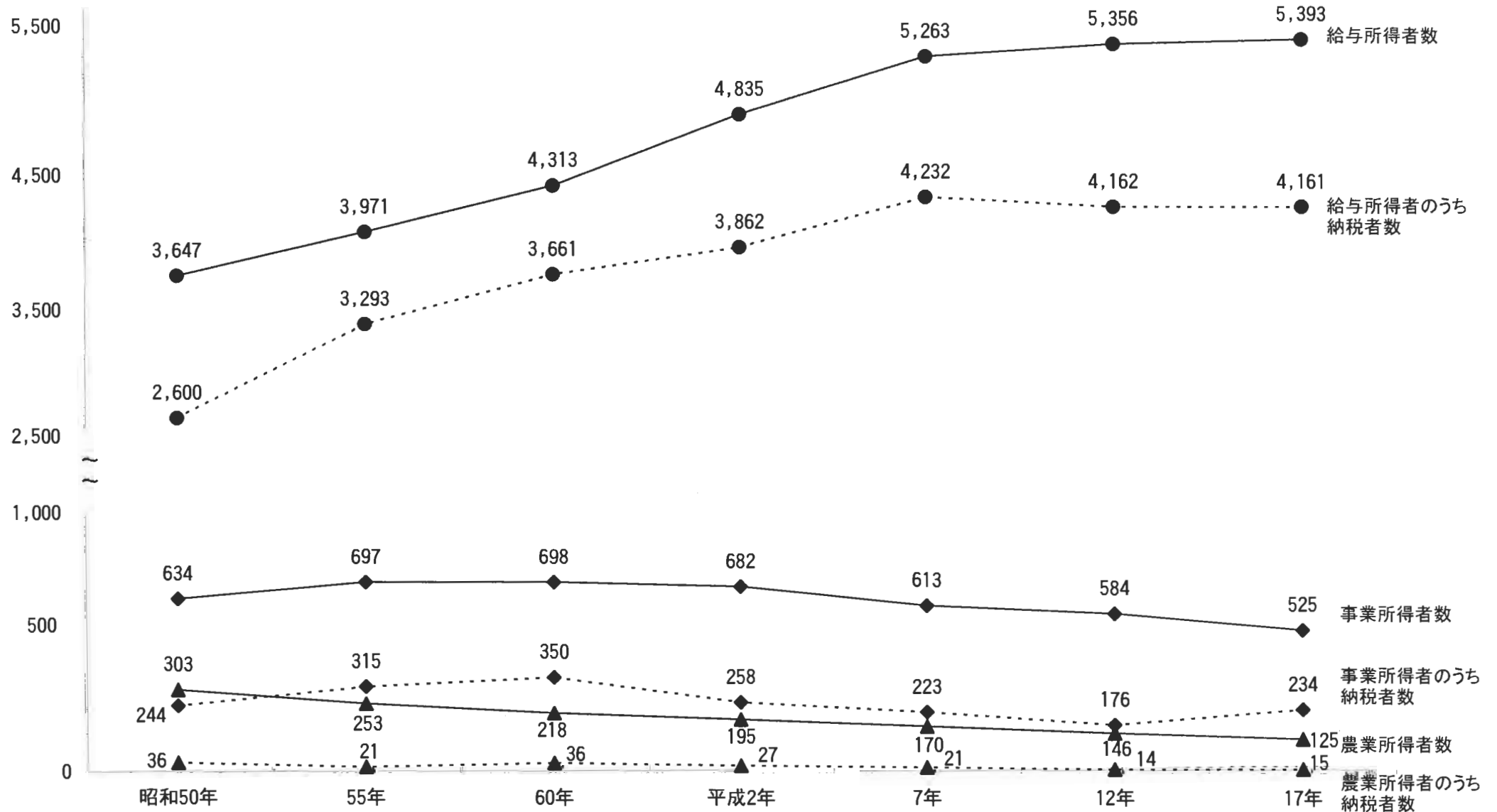
（備考）1. 総人口、15歳以上人口、労働力人口、就業者数は、「平成17年 労働力調査年報」（総務省）より作成。

2. 納税者数は「平成18年度市町村課税状況の調」（総務省）より作成。

3. 上記のほか就業者に該当しない納税者が200万人程度存在する。

給与所得者、事業所得者、農業所得者別の所得者数と納税者数

(単位：万人)

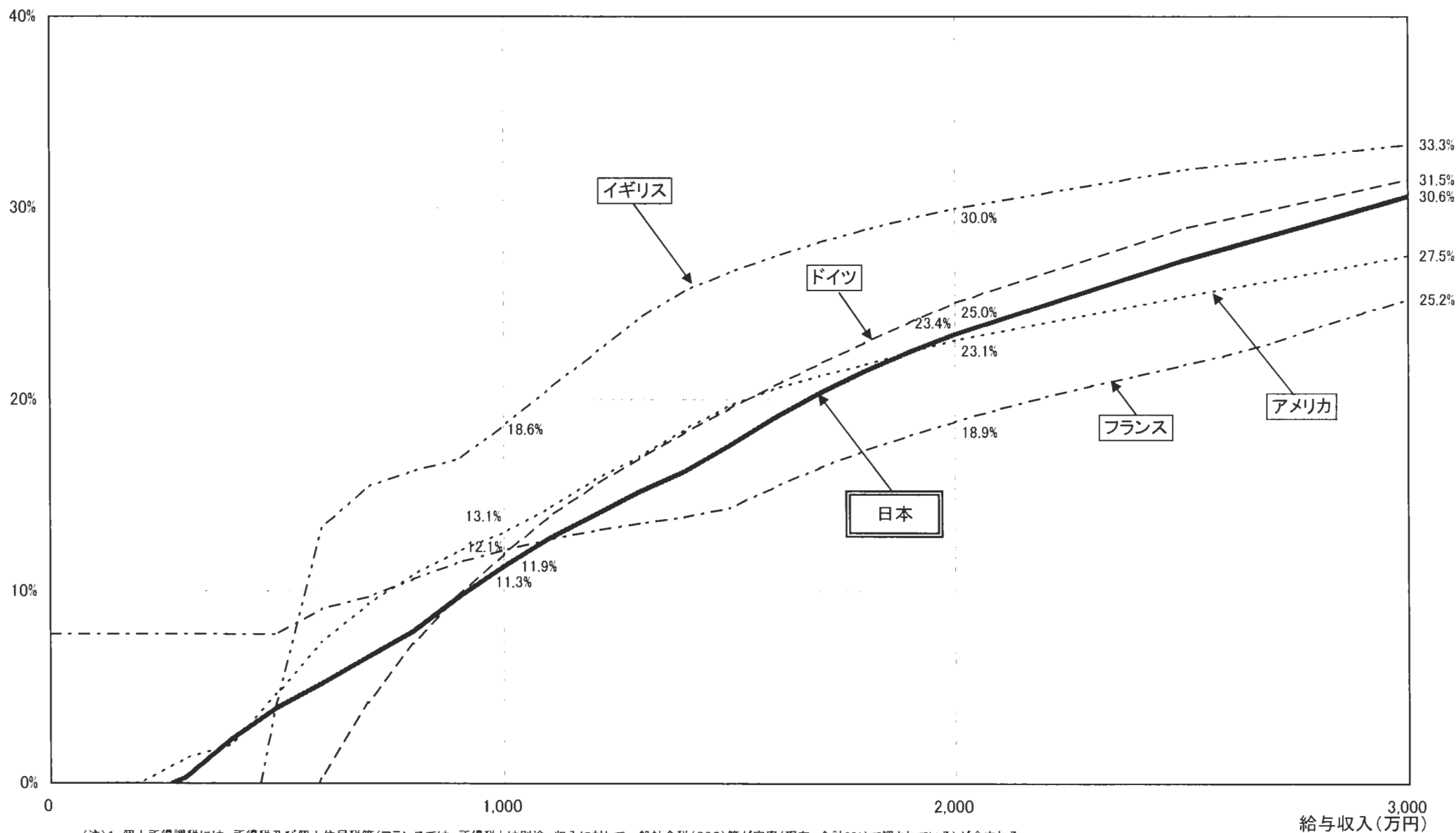


(備考) 1.各所得者数は、「労働力調査年報」(総務省)より作成。
2.各納税者数は、「市町村課税状況の調」(総務省)より作成。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2007年7月現在)

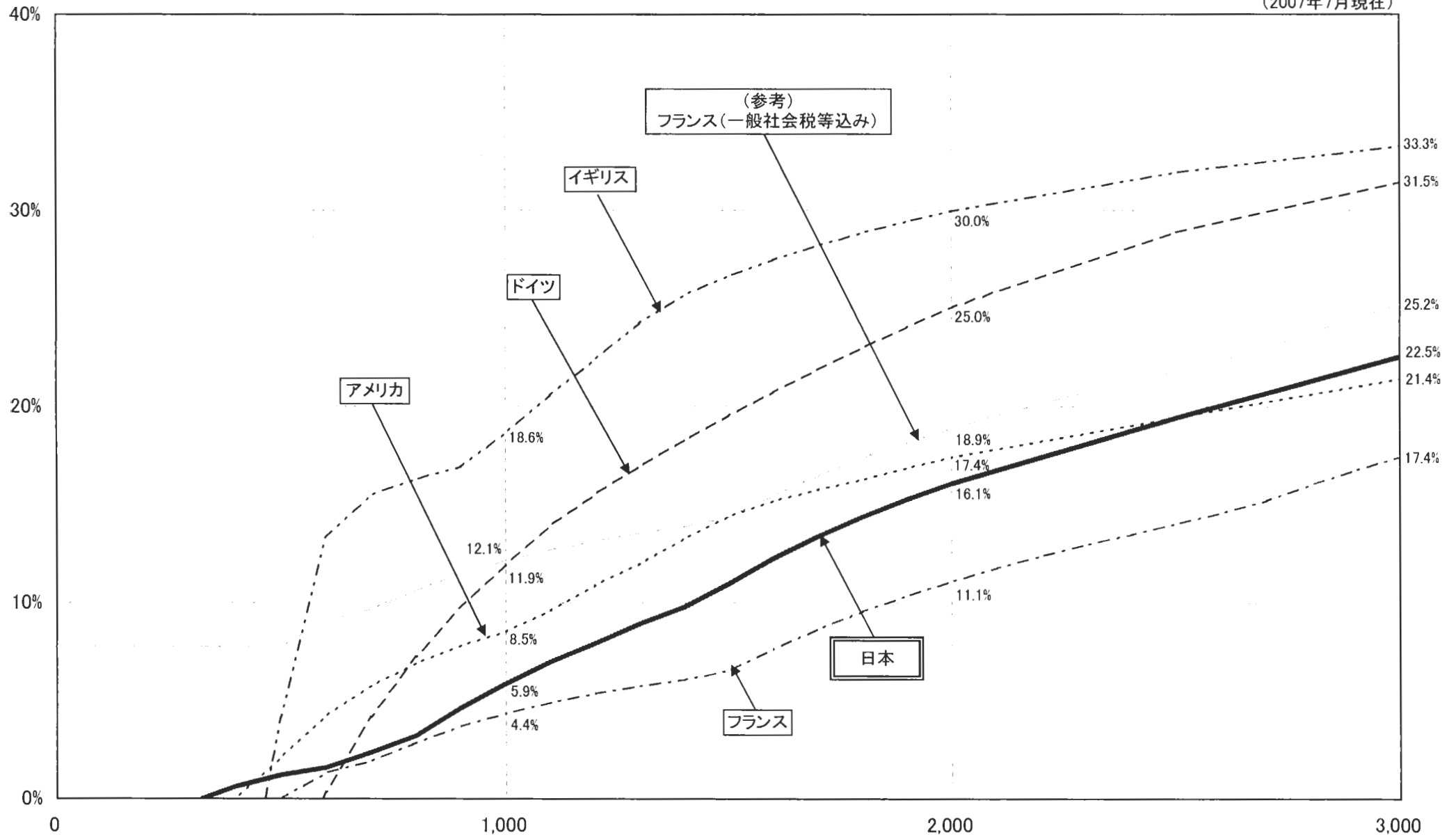


- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2007年7月現在)



(注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。

2. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

3. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。

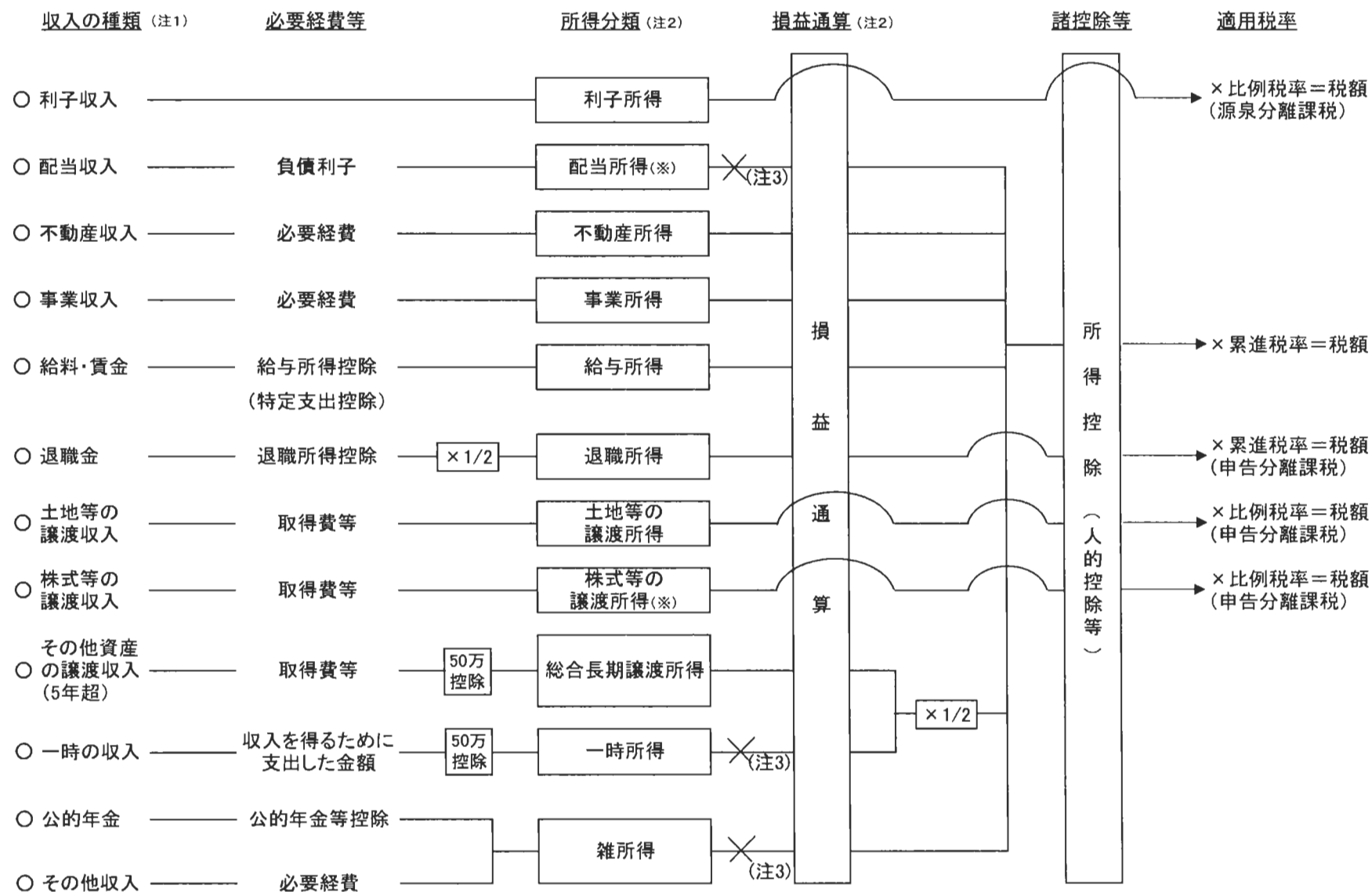
4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年5月までの間における実勢相場の平均値)。

5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入(万円)

所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

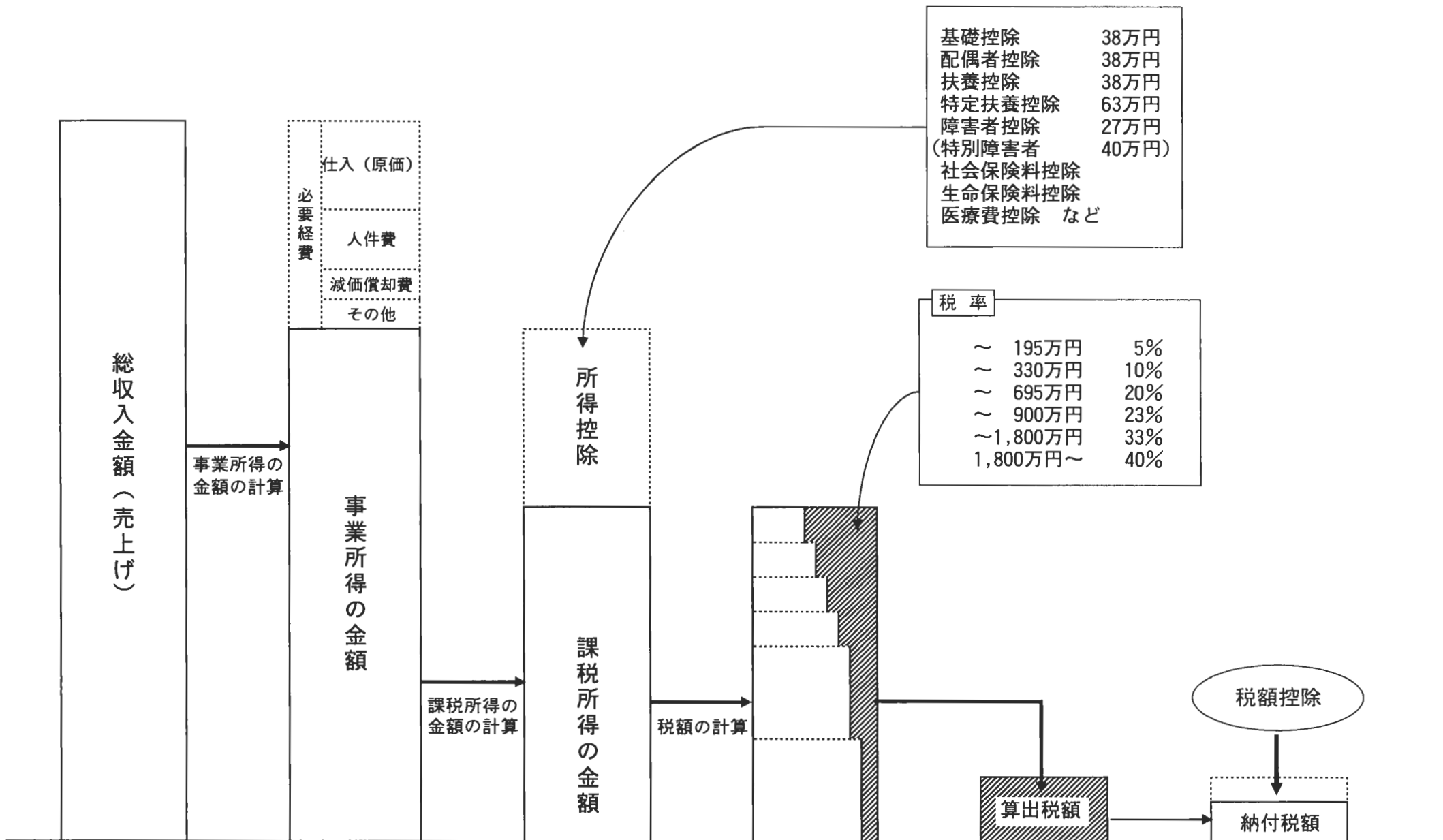
(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

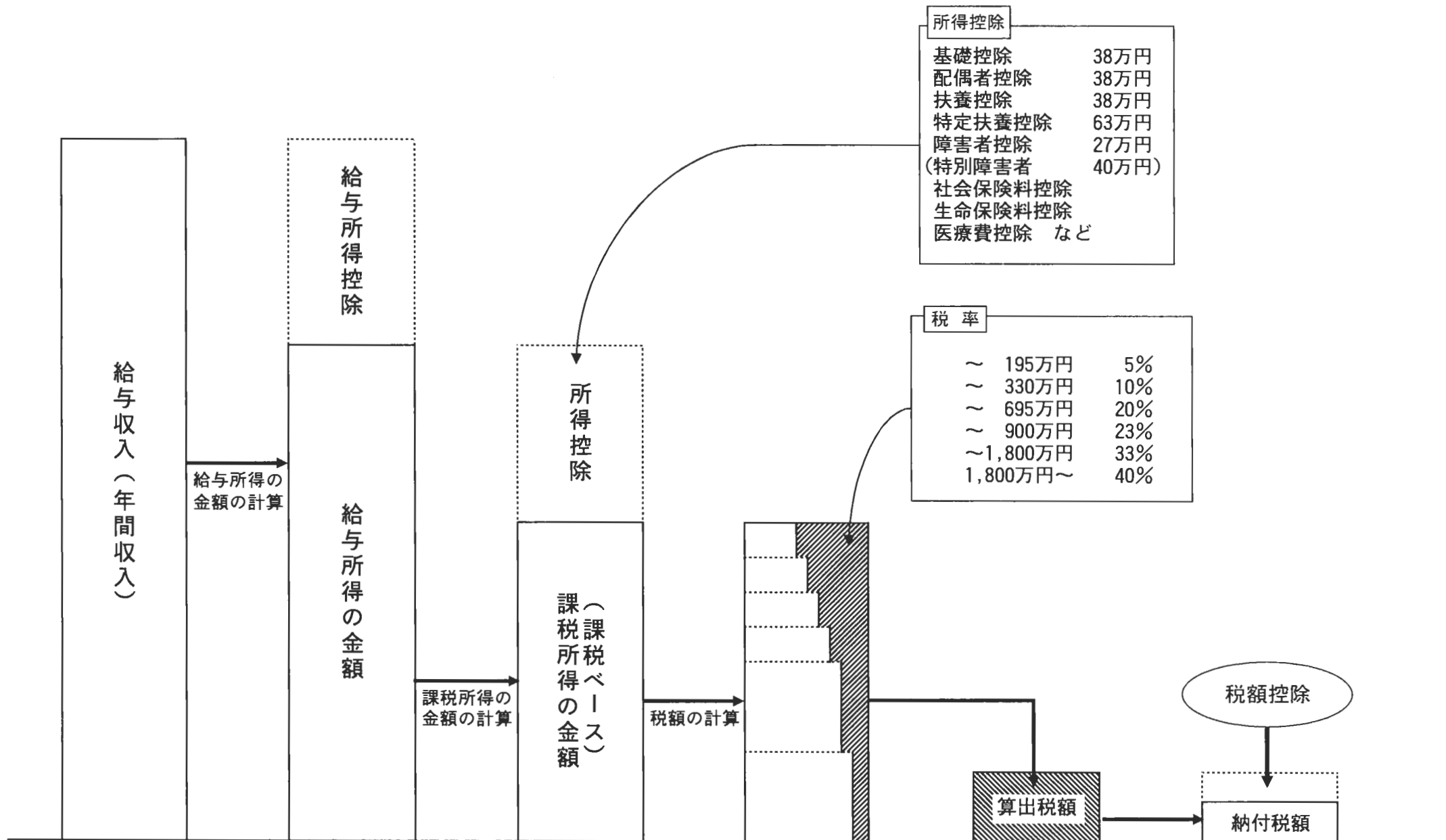
各種所得の対象・計算方法

所得の種類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right\}$
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資} \\ \text{産の取得費} \\ \cdot \text{譲渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50万円) \end{array} \right]$
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50万円) \end{array} \right]$
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	$(\text{公的年金等}) \text{ 収入金額} - \text{公的年金等控除額}$ $(\text{公的年金等以外}) \text{ 収入金額} - \text{必要経費}$

事業所得者の所得税額計算のフローチャート



給与所得者の所得税額計算のフローチャート

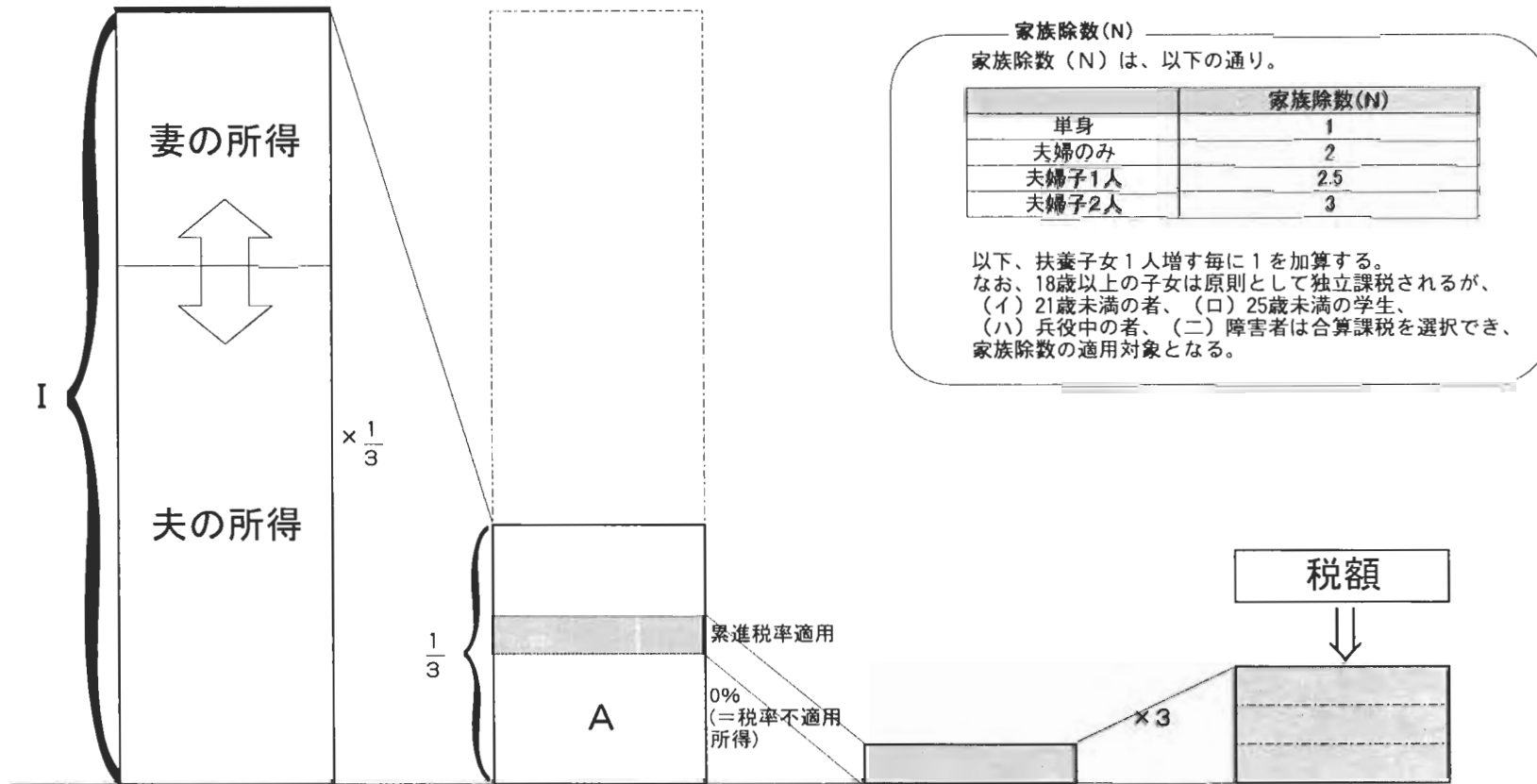


フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算(イメージ)

(夫婦2人(N=3)の場合)

N分N乗方式の概要

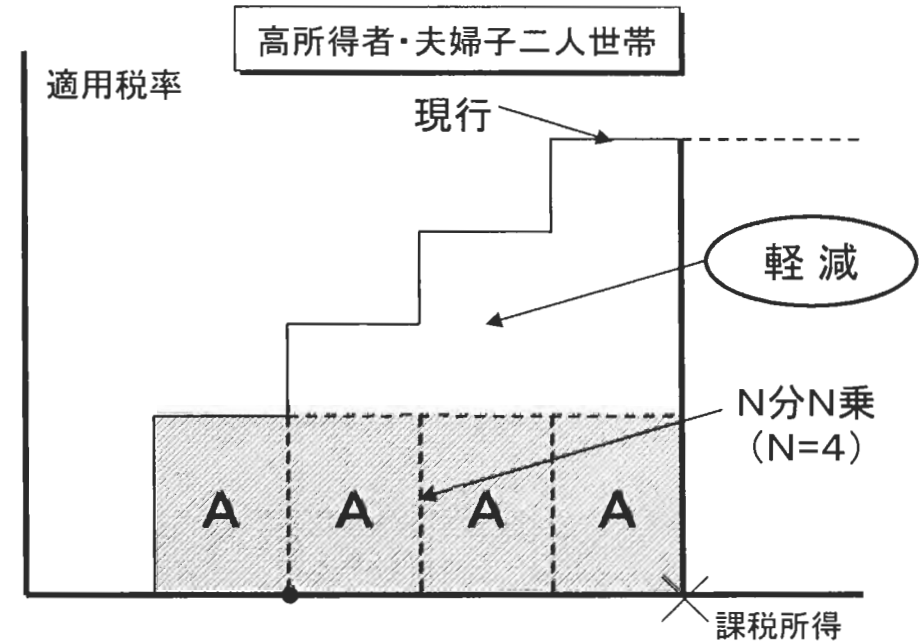
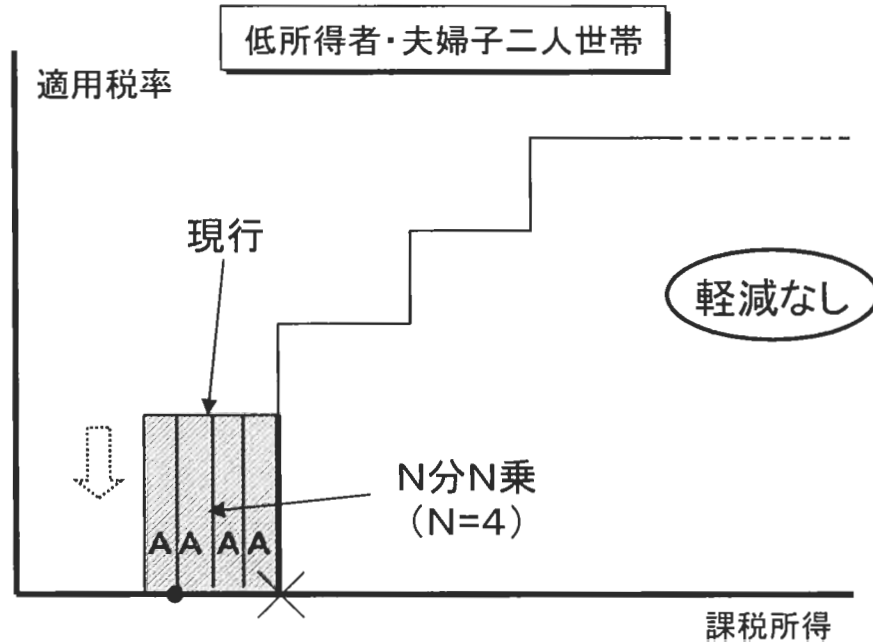
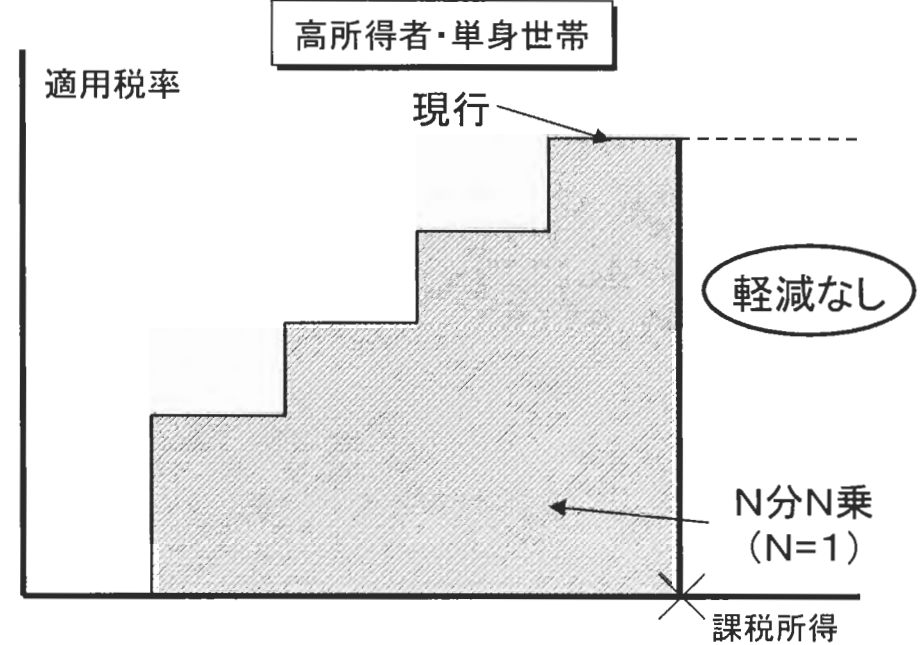
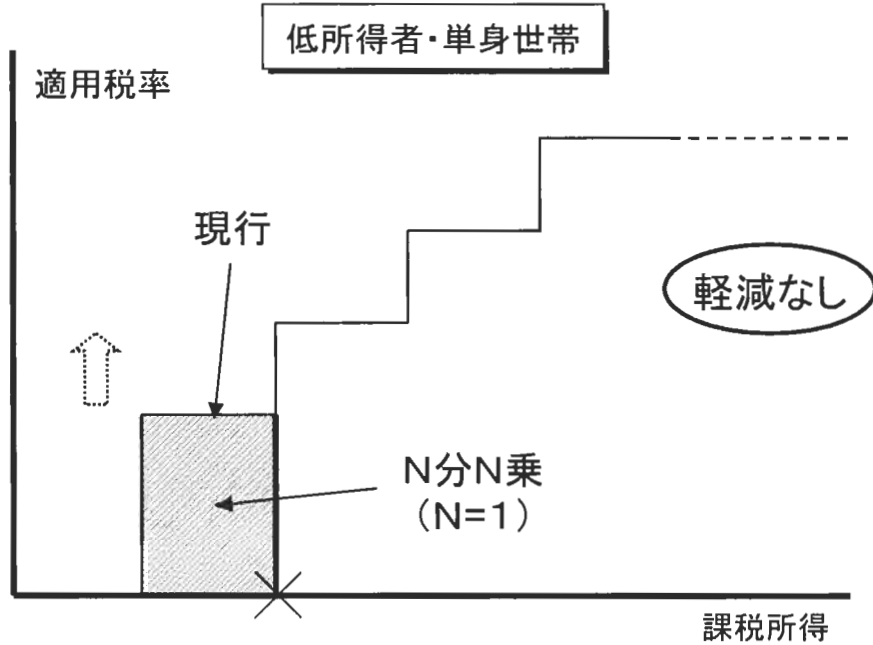
フランスでは、「夫婦共有財産制」の下、所得税の課税単位は家族(foyer fiscal)である。
すなわち、家族の構成員(配偶者及び子女)の所得を合算したものを一定の家族除数(quotient familial)で除し、それに税率表(超過累進税率)を適用することによって家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数を乗ずることによって、税額を算出する。この所得税の計算方式をN分N乗方式という。



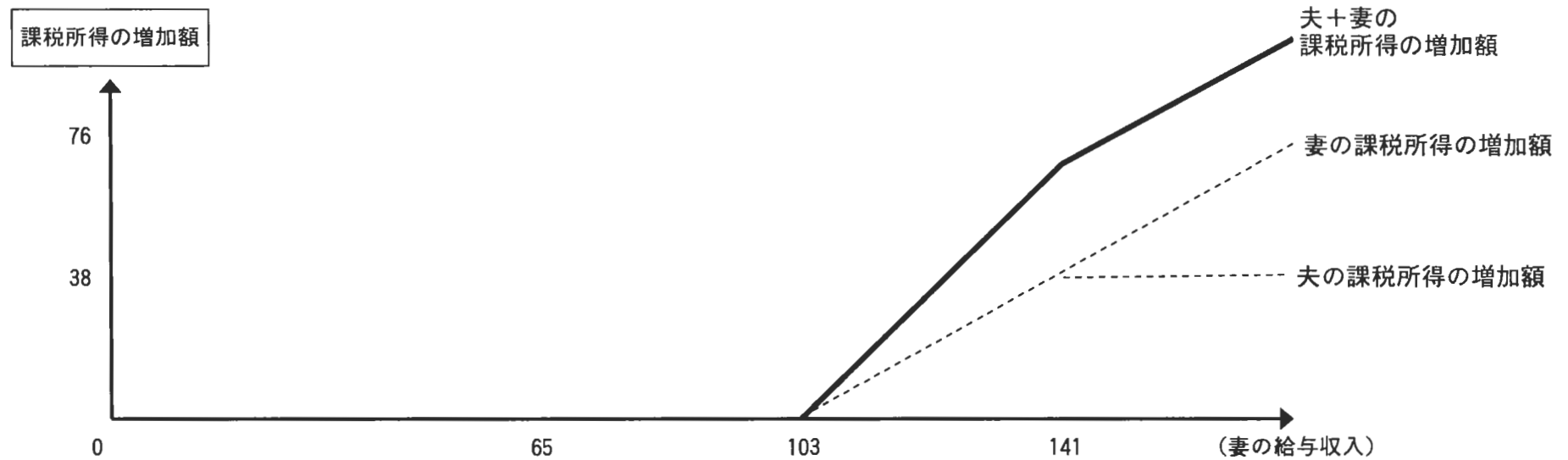
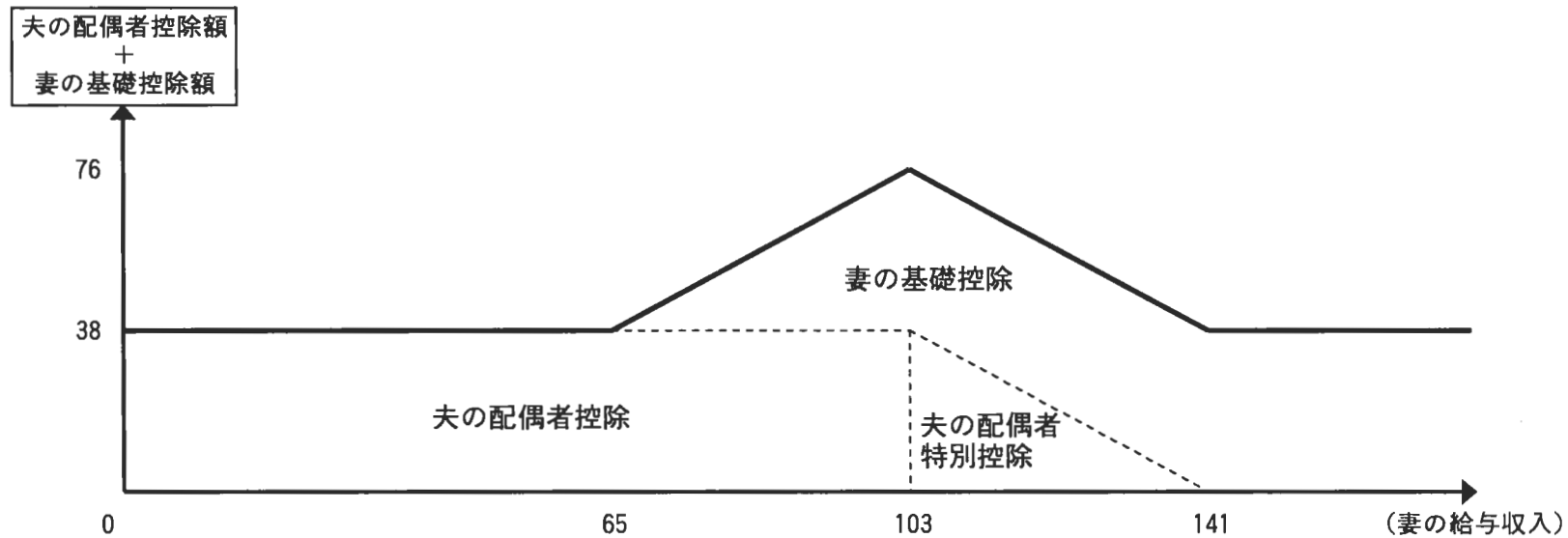
(注1) 子供の所得はなしと仮定。

(注2) 所得控除(必要経費概算控除、社会保険料控除)、税額控除(低所得者控除)及び不徴収点は、比較便宜のため上図から割愛。

所得税の税率構造とN分N乗方式の効果(イメージ)



妻の収入増に伴う夫の配偶者控除と妻の基礎控除との関係



主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要

未定稿

(2007年1月現在)

課税単位	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）
納税者本人に関する控除	基礎控除 38万円	人的控除(注1) 3,400ドル [39.8万円]	基礎控除 5,035ポンド [110.8万円]	なし (税率不適用所得) ・個別課税 7,664ユーロ [114.2万円] ・合算分割課税 15,328ユーロ [228.4万円]	なし (税率不適用所得) 5,614ユーロ [83.6万円]
配偶者に関する控除	配偶者控除 38万円	・配偶者に対する人的控除(注1) 3,400ドル [39.8万円] ※ 夫婦共同申告を選択した場合は、本人と配偶者の2人分の人的控除を認める。 ※ 夫婦個別申告を選択した場合は、配偶者に所得がなく、かつ配偶者が他の申告書で被扶養者としての扱いを受けていない場合に限り、配偶者に対する人的控除を認める。	・就労税額控除(couples and lone parent element)(注3) (配偶者を有する者又は子を有する単身者に対し最大1,640ポンド [36.1万円]の税額控除)	なし	なし ※家族除数 ・単身者 1 ・夫婦者 2 ・夫婦子1人 2.5 ・夫婦子2人 3 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
親族等を扶養している場合の主な控除等	扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族(16歳以上23歳未満) 63万円 老人扶養親族(70歳以上) 48万円	・被扶養者に対する人的控除(注1)(被扶養者1人につき3,400ドル [39.8万円]の所得控除) ・子女税額控除(注2)(17歳未満の適格被扶養子女1人につき1,000ドル [11.7万円]の税額控除)	・児童税額控除(family element)(注3)(16歳未満及び一定の要件を満たす16歳以上の被扶養子女が1人以上ある場合、最大545ポンド [12.0万円]の税額控除(給付)、1歳未満の被扶養子女がある場合、545ポンド加算) ・児童税額控除(child element)(注3)(16歳未満及び一定の要件を満たす16歳以上の被扶養子女1人につき最大1,765ポンド [38.8万円]の税額控除(給付))	・子女控除(18歳未満及び一定の要件を満たす18歳以上の子女1人につき5,808ユーロ [86.5万円]の所得控除) ※子女控除と児童手当(子女1人につき1,848ユーロ [27.5万円])の有利な方を適用	※18歳以上21歳未満等の成人被扶養子女1人につき5,495ユーロ [81.9万円]を上限として扶養料を所得控除可。ただし、N分N乗方式と同時に適用することはできない。

(注1) 所得に応じて減額措置がある(例えば夫婦共同申告の場合、調整総所得が234,600ドル [2,745万円]を超える者は、超過部分2,500ドルにつき1.33%(2%×2/3)ずつ減額される)。

(注2) 所得に応じて減額措置がある(例えば夫婦共同申告の場合、調整総所得が110,000ドル [1,287万円]を超える者は、超過部分1,000ドルにつき50ドルずつ減額される)。

(注3) 所得に応じて減額措置がある(例えば就労税額控除と児童税額控除の両制度の適用を受ける場合、前年度の所得が5,220ポンド [114.8万円]を超えると、まず就労税額控除の額が減額され、就労税額控除の消失後は児童税額控除(family elementを除く)の額が減額される。また、所得が50,000ポンド [1,100万円]を超える者は、児童税額控除(family element)の額が減額される)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=117円、1ポンド=220円、1ユーロ=149円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国における被扶養者を対象とする控除の概要

未定稿

(2007年1月現在)

	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス	
制度概要	【人的控除】	【子女税額控除】	【児童税額控除】	【子女控除】	【世帯単位課税(N分N乗方式)】	【成人子女扶養料控除】
	○ 被扶養者1人につき3,400ドル[39.8万円]の所得控除(注1)	○ 17歳未満の被扶養子女1人につき1,000ドル[11.7万円]の税額控除(注2)	○Family element(注3):被扶養子女が1人以上ある場合最大545ポンド[12.0万円]の税額控除(給付)、1歳未満の被扶養子女がある場合545ポンド加算 ○Child element(注3):被扶養子女1人につき最大1,765ポンド[38.8万円]の税額控除(給付)	○ 子女1人につき5,808ユーロ[86.5万円]の所得控除 ※ 子女控除と児童手当(子女1人につき1,848ユーロ[27.5万円]の有利な方を適用)	○ 夫婦及び被扶養子女(世帯)の所得を合算して、分割課税を行う	○ 成人子女に対して扶養料を支払った者は、子女1人当たり5,495ユーロ[81.9万円]を上限として、その扶養料を所得控除
適用要件	○ 扶養控除適格子女(以下の全ての要件を満たすこと) ① 子又は直系卑属 ② 19歳未満、もしくは適格教育機関に通う場合24歳未満 ③ 半年以上同居 ④ 被扶養者の生計の半分以上を支援 ○ 扶養控除適格親族(以下の全ての要件を満たすこと) ① 両親・子・直系卑属等 ② 総所得が3,400ドル未満 ③ 被扶養者の生計の半分以上を支援	○ 税額控除適格子女(以下の全ての要件を満たすこと) ① 子又は直系卑属 ② 17歳未満 ③ 半年以上同居 ④ 被扶養者の生計の半分以上を支援	○ 16歳未満の被扶養子女 ○ 16歳以上の子女については: ①18歳未満で、若年者支援サービス(主としてニート対策)に登録している者 ②19歳未満で、就学中又は職業訓練中の者(なお、19歳になるまでに就学し、又は職業訓練に参加した場合は、20歳になるまで受給することができる。)	○ 18歳未満の子女 ○ 18歳以上の子女については、子女の年収が7,680ユーロ(約114.4万円)を超えない事に加え、以下のいずれかの要件: ①21歳未満の子で、雇用関係を結んでおらず、職業安定所に求職者として登録している者 ②25歳未満の子で、職業を得るために訓練を受けている者(大学生、専門学生等を含む) 等	○ 18歳未満の被扶養子女 ○ 18歳以上の成人被扶養子女については: ①21歳未満の者 ②25歳未満の学生 ③兵役中の者 ④障害者 ○ 子女ではないが、同居している障害者 ※ 同じ被扶養者に対してN分N乗方式と成人子女扶養料控除とを同時に採用することはできない。	○ 18歳以上21歳未満の成人被扶養子女 ○ 25歳未満の学生 ○ 障害者 ○ 失業若しくは職を探している者

(注1) 所得に応じて減額措置がある(例えば夫婦共同申告の場合、調整総所得が234,600ドル[2,745万円]を超える者は、超過部分2,500ドルにつき1.33%(2%×2/3)ずつ減額される)。

(注2) 所得に応じて減額措置がある(例えば夫婦共同申告の場合、調整総所得が110,000ドル[1,287万円]を超える者は、超過部分1,000ドルにつき50ドルずつ減額される)。

(注3) 所得に応じて減額措置がある(例えば就労税額控除と児童税額控除の両制度の適用を受ける場合、前年度の所得が5,220ポンド[114.8万円]を超えると、まず就労税額控除の額が減額され、就労税額控除の消失後は児童税額控除(family elementを除く)の額が減額される。また、所得が50,000ポンド[1,100万円]を超える者は、児童税額控除(family element)の額が減額される)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=117円、1ポンド=220円、1ユーロ=149円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 「重点戦略の策定に向けての基本的な考え方」(中間報告)の概要

重点戦略策定に向けての基本的な考え方を中間的に整理したもの。今後、19年末を目途に、具体的施策についての検討を進め、税制改正等の議論を見極めつつ、重点戦略の全体像をとりまとめ。

1 基本認識

更なる少子化の進行とその原因・背景

- 新人口推計では一層急速な少子化の進行が予測されているが、これは決して国民が望んだものではなく、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と実態の乖離が拡大
- 国民の結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素
「結婚」… 経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し、安定性
「出産」… 子育てしながら就業継続できる見通しや仕事と家庭生活の調和の確保度合い
(特に第2子以降)夫婦間の家事・育児の分担度合いや育児不安の度合い
- 背景には、「就業継続希望と結婚・出産・育児の希望との二者択一を迫られる構造」、多様な働き方の選択ができないことや、非正規労働者の増大、長時間労働など「働き方をめぐる様々な課題」が存在

今後の人口構造の変化を展望した戦略的対応の必要性

- ①国民の希望する結婚や出産・子育ての実現により少子化の流れを変える
②若者、女性、高齢者の就業促進を図る
の2つの要請に対して、戦略的に、しかも同時に応えていく必要
→「ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革」が最優先の課題

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現の重要性

- 「ワーク・ライフ・バランスの実現」… 個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること
- ①国民一人ひとりが自らの望む生き方を手にすることができる社会の実現
②労働力確保等を通じた我が国社会経済の長期的安定・持続可能性の確保
の達成を目指す我が国社会にとって必要不可欠な改革
- ワーク・ライフ・コンフリクトは、企業内の雇用慣行や職場風土だけでなく、家庭内の事情や取引先等企業間の関係、地域や社会サービスとの関係からも発生。その解消を図り、個人にとっても社会にとっても企業にとっても望ましい豊かな社会の実現の基盤となるワーク・ライフ・バランスを実現することは、個別の労使のみならず、社会全体で取り組むべき課題

2 諸外国の家族政策の教訓、これまでの我が国の少子化対策の評価と課題

近年の諸外国の家族政策の基本方向の分析・評価

- 1990年代以降の諸外国の家族政策は、経済支援中心から「両立支援」を目指したサービス支援へと転換
- 少子化対策の成功例とされるフランスやスウェーデンでは、長時間労働は少なく、多様な働き方が可能。また、多様な働き方に対応できる柔軟なサービス提供が実施。(この結果、既婚女性の労働力率は8割程度、3歳未満児の4～5割が認可保育サービスを利用。)
- 家族政策関連支出の規模は、我が国がGDP比0.75%、アメリカが0.7%であるのに対し、欧州諸国では概ねGDP比の2～3%を投入(いずれも事業主拠出を含む)。

我が国の少子化対策の課題

- 質・量両面でのサービス基盤の整備(特に、育児休業明けなど3歳未満の弾力的な保育)
- 働き方の改革に向けた取組の弱さ(ワーク・ライフ・コンフリクトの増大)
- 施策間の整合性・連携の欠如・政策の一元性・サービスの一貫性の欠如(育児休業利用の増加が就業継続の増加につながっていないこと、産休・育休から保育サービスへの切れ目のない移行など)
- 税制や年金・医療等の他の社会保障制度をも視野に入れた対策の弱さ
- 手厚い家族政策を支える国民負担についての国民合意の不形成(フランスでは、国民負担率は6割以上、事業主が給与総額の5.4%(給付総額の約50%に相当)を家族政策の財源として拠出)

3 重点戦略策定の方向性

働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現

- 労使の自主的な取組を基本に置きつつ、政府において、制度的な枠組みの構築や基盤整備等を通じて、社会全体の取組となるよう促進、支援
- 地域の労使団体を中心とし、それに国、地方公共団体を加えた地域において「働き方の改革」を具体的に推進する体制の構築
- 「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「働き方の改革を推進する行動指針」を政策のパッケージとして策定し、総合的かつ体系的な施策を展開

包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築

- ワーク・ライフ・バランスの実現を支える子育て支援サービスの基盤整備については、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を地域全体で支え、当事者である親も責任を持ってそれに主体的に参画していくという理念に立ち、進めていく
- 3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充、子育て家庭がその生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスの面的な整備、産休・育休から保育サービスへの移行等利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築
- すべての子ども、すべての家庭を応援する観点に立った、児童虐待や障害、母子家庭等困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化

税制・他の社会保障制度での対応を含めた総合的対応

- 子育てしながら就業継続する受け皿となる社会サービス基盤の整備と長時間労働の改善や多様な働き方が可能となる働き方の改革の双方を総合的に進める必要
- 税や社会保障制度をはじめ幅広い分野において、働き方がより自由に選択できる制度や運用のあり方について総合的に検討
- 実効ある対策を進めていくための一定規模の財政投入に必要な財源についての、税制改革や社会保障制度改革の中での総合的な検討

地域の実情に応じた施策展開

- 住民に最も身近な基礎自治体が地域の実情を踏まえて、着実かつ持続的に施策展開を進められるような、財源の確保を含めた制度的な枠組みの検討

少子化対策への効果的な財政投入

- 諸外国の家族政策関連支出の規模と我が国の状況を比較したとき、働き方・男性の育児参加などの社会状況や負担に対する国民意識の違いに留意が必要な一方、有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的財政投入の検討を行うことも必要
- これを次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源は現時点で手当する必要
- 個別施策の実効性の検証、現物給付・現金給付のバランス等を配慮しつつ、我が国において実効ある家族政策を持続的に展開するための財源規模や負担のあり方について、税制の抜本的見直しの議論と並行して国民的議論を行うことが必要

施策の実効性の担保 — 効果的かつ計画的な施策の遂行

- 重点戦略に沿った具体的な施策の見直しを進めるとともに、その実効性を担保するため、
 - ・ 利用者の視点に立って施策の有効性を点検・評価するための手法の開発
 - ・ 数値目標の見直しや新たな数値目標の設定を含めた「子ども・子育て応援プラン」の改定や次世代育成支援に関する地域行動計画の見直しを進め、PDCAサイクルを定着させ、効果的かつ計画的な施策遂行